

私たちは、日本学術会議会員任命拒否に抗議し、全員の任命を求めます

——立命館大学法学部・法務研究科教員有志緊急声明——

2020年10月1日、菅内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した新会員候補105名のうち、第1部会（人文社会系）候補6名の任命を拒否しました。その中には、私たちの同僚である本学法務研究科所属の松宮孝明教授が含まれています。刑事法学の優れた研究業績を有する松宮教授が明確な理由も示されずに任命されなかったことに、私たちは同僚として強く抗議します。

任命拒否された6名のうち、3名は法学、1名は政治学、1名は近代史の研究者であることも、同じ学域の研究者を抱える立命館大学法学部・法務研究科として、看過できません。

加えて今回の任命拒否は、「法の支配」を無視した行政権の濫用であり、本来的に政治権力から独立していないと成り立たない学問活動に対する極めて政治的な介入行為として、法律学・政治学を学び教える立場として容認できません。

今回の学術会議会員任命拒否については、とくに以下のような問題点があります。

1) 学問研究活動は、本来的に政治権力から独立していなければ、その真の力を発揮できません。そのために日本学術会議は特に、時の政権から独立して活動しなければなりません。そこで、日本学術会議法は、会員を内閣総理大臣の任命としていますが（7条2項）、それは学術会議の推薦が前提であり（同）、この推薦は学術会議自身が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考」することになっています（17条）。この任命に関する手続の趣旨は、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（2条）を目的として設置された学術会議が、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」等の職務を「独立して」行う（3条）ために、必要不可欠だからです。

首相の任命権が形式的なものだからこそ、学術会議の政府からの独立性・自律性は担保できるのです。この点は、1983年の政府答弁からも明らかなように、歴代の政府も受け入れてきた「確立した習律」というべきものであり、その時々の内閣の都合で恣意的に破ることはできないものです。その運用変更を政府が欲するのであれば、その必要性を合理的な理由を示して国会や世論に説明する責任があります。しかし、内閣は2016年の委員任命の際に従来の立場を秘密裏に変更し、そして今回の任命拒否に至りました。これは法的安定性も行政の説明責任も無視するもので、法治国家の観点からも民主的な行政統制の観点からも許されないことです。

2) 首相は、学術会議会員の任命について「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」と述べています。しかし、これは首相の任命判断がフリーハンドだという誤った学術会議法の解釈に拠るものです。ましてや「優れた研究又は業績」の有無とは別の、政権に批判的か否かといった事由により任命の判断を行うのは、他事考慮そのものです。そうではなくて「優れた研究又は業績」の観点から判断したというのであれば、政府はその判断根拠を明らかにすべきですが、拒否された6人の業績からすれば学術的に耐えうる理由を示すことは困難なはずですが、したがって、今回の任命拒否は違法なものというほかありません。

3) 「税金を投入しているのだから学術会議の運営や人選に政府が介入するのは当然」と

いった弁明が与党議員の一部などから出ていますが、それは恣意的な任命を正当化する理由にはなりません。上記 1) で述べたように学術会議は時の政府から独立していてこそその職務を果たすことができるからです。同様に、政府が指摘する国民の公務員選定罷免権(憲法 15 条)を理由とする介入正当化論も失当です。公務員も職務に応じて多種多様なものがあり、それに応じた任命の法制化が国民代表である国会に付託されています。現行の日本学術会議法は、学問の自由を保障した憲法 23 条の要請を踏まえ、特別職公務員である学術会議会員の自律性を確保する趣旨から首相の任命を形式的なものにしたのであり、憲法 15 条と矛盾するものではありません。

4) 首相は具体的な拒否理由を公表していませんが、外形的事実に即してみれば、政府の推進する法案に批判的な候補者を「狙い撃ち」で拒否したとみることは十分可能です。政府の政策について学術的観点から疑問を提起した研究者を「狙い撃ち」で不利益扱いするのは、特定の思想や学説を国家が選別する差別行為です。なぜならそれは、「この思想や学説は国家にふさわしくない」というメッセージを内閣が発するに等しく、拒否された候補者のみならず、そうした思想や学説を共有する市民全体にも負のレッテルを張ることになるからです。

5) 拒否理由の非公表は、拒否された候補者のみならず、市民全体を疑心暗鬼に陥らせ、「萎縮と忖度」で社会を分断させることによって統制を行う、「人治主義」の手法といえます。このような統制は、やがて大学への補助金や私学助成はもちろん、文化芸術の分野さらには市民の生活全般にも拡大されるおそれがあります。

立命館学園は、戦前の重大な学問の自由に対する侵害事件である滝川事件に関わって京大法学部を辞した研究者を多く受け入れ、その中から末川博を日本国憲法下における初代の学長に迎えました。このような歴史を持つ立命館だからこそ、今回の任命拒否にあたって、大学を挙げて異議を唱える必要があると考えます。

私たちは、今回の任命拒否に強く抗議し、拒否に至った経緯を明らかにした上で、すみやかに 6 人全員を任命することを求めます。

2020 年 10 月 15 日

立命館大学法学部・法務研究科教員有志

【呼びかけ人】

安達 光治 (刑法) 市川 正人 (憲法) 小堀 眞裕 (比較政治) 小松 浩 (憲法)
須藤 陽子 (行政法) 瀧野 貴生 (刑事訴訟法) 本田 稔 (刑法) 宮井 雅明 (経済法)
山口 直也 (少年法) 山本 圭 (政治思想)

【賛同人】

安保寛尚 生田勝義 (名誉教授) 石橋秀起 石原浩澄 上田寛 (名誉教授) 植松健一
大久保史郎 (名誉教授) 大平祐一 (名誉教授) 小田幸児 籠橋隆明 倉田玲 倉田原志 坂田隆介
佐藤敬二 佐藤涉 多田一路 高田昭正 谷江陽介 谷本圭子 遠山千佳 徳川信治 中島茂樹 (名誉教授)
中谷義和 (名誉教授) 二宮周平 平野哲郎 堀雅晴 松尾剛 松岡久和 松本克美 望月爾 村上剛
森下弘 薬師寺公夫 山崎笑 山田希 山本忠 湯山智之 吉田美喜夫 (名誉教授) 吉村良一 和田真一
和田吉弘 渡辺千原 他に氏名非公表 3 名

以上、呼びかけ人・賛同人 55 名 (2020 年 10 月 14 日第 1 次集約分)